

「広告等に関するガイドライン」の一部改正（案）

新	旧
<p style="text-align: center;">広告等に関するガイドライン</p> <p>第 1 部 法令諸規則の概要 1～6 (略) <参考> (略)</p> <p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項 II 投資信託等 1 販売用資料の作成に当たっての留意事 (3) 具体的な留意事項 ⑩ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第 2 条に規定する投資信託(以下「<u>店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託</u>」という。)に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性や商品の有するリスク特性等について誤認されることのないよう、同規則及び細則の規定を踏まえた表示を行うことに留意することにあわせて次の点にも留意する。 <u>イ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、原則として名称の前方に「複雑な投資信託」と表示したうえで、名称の近くの顧客の目につきやすい箇所にわかりやすくリスク特性について表示を行う。</u> <u>※「複雑な投資信託」の表示にあたっては、文字のサイズ、色やフォントを変えるなど、顧客の目につきやすい工夫を施</u></p>	<p style="text-align: center;">広告等に関するガイドライン</p> <p>第 1 部 法令諸規則の概要 1～6 (同左) <参考> (同左)</p> <p>第 2 部 投資信託等に係る広告等の作成に係る留意事項 II 投資信託等 1 販売用資料の作成に当たっての留意事 (3) 具体的な留意事項 ⑩ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の表示 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第 2 条に規定する投資信託に関する表示を行う場合には、顧客に元本の安全性について誤認されることのないよう、同規則及び細則の規定を踏まえた表示を行うことに留意する。</p>

新	旧
<p>すことが考えられる。</p> <p>※リスク特性の表示にあたっては、特に「デリバティブ取引を内包していること」「元本を大きく毀損する可能性があること」について表示を行う。例えば「本商品はデリバティブを組み込んでおり、元本を大きく毀損する可能性があります」と明示することが考えられる。</p> <p>ロ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に該当する場合、当該投資信託への投資が向かない顧客の属性及び資金の性質について、資料の最上部（ヘッダー部）に枠囲いで記載するなど、目につきやすい場所に目立つように表示する。</p> <p>※投資が向かない顧客の属性及び資金の性質については、商品特性等に応じ、端的にわかりやすい文言となるよう留意する。例えば、<u>投資初心者向けの商品ではありません</u>及び<u>長期の安定的な資産形成に適した商品ではありません</u>と表示することが考えられる。</p> <p>ハ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する。特に、参照指標に応じて分配金や償還金の変動する条項が付されている場合や早期償還条項が付されている場合には、必要に応じて次の①及び②の表示を行うことが考えられる。</p> <p>① 商品の仕組み（スキーム）についてわかりやすく表示する</p> <p>※商品例（条件例）を具体的に示し、計算例を記載するなど、できる限り具体的な表示に努める。</p> <p>※特にロックイン条項が付されている場合は、ロックインが生じた場合と生じなかった場合の償還損益及び償還方法の違いについて明確に表示する。参照指標が複数の場合は、それぞれの指標に対するロックイン条件を明確に表示する。</p> <p>※早期償還条項が設定されている場合は、その旨及び早期償</p>	

新	旧
<p><u>還となる条件（ロックアウト条件、発行体によるコール条項等）を明確に記載するとともに、早期償還した場合にはその後の金利が受け取れなくなることを表示する。</u></p> <p><u>※ロックイン条項や早期償還条項が付されている場合には、広告のスペースに応じて、例えば以下のような対応を行うことも考えられる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・専門用語に必要なに応じて解説をつける等、顧客に対してわかりやすく表示する</u> <u>・ロックイン条項や早期償還条項の内容について図表を用いて説明する</u> <u>・早期償還後には、同等の条件での投資ができるとは限らない旨を表示する</u> <p><u>② 初回利率を過度に強調した表示を行わない。</u></p> <p><u>※ステップダウン債や初回のみ固定利率、2回目以降変動利率となるような債券に関し、初回利率のみを過度に強調し、投資者に初回利金が得られ続ける商品であるといった誤解を生じさせる可能性のある表示は行わない。</u></p> <p><u>※デジタルクーポン型である場合は、高金利の数値（利率等）を強調した表示は行わない。例えば、高金利と低金利の数値（利率等）は同レベル（フォントサイズ、色、文字装飾等）で表示する。</u></p> <p><u>ニ. 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託の名称に「元本確保型」の表示は用いない。</u></p> <p><u>ホ. 元本欠損のおそれや、基準価額の変動リスクが小さいかの如き誤解を与えるおそれのある名称は用いない。</u></p> <p><u>ヘ. 商品性の説明表示において、「元本確保」のみを強調する表示は行わない。例えば、元本確保の定義や条件が容易に理解できるように表示し、当該条件を満たさなくなった場合のリスクについて明確に表示する。</u></p>	

新	旧
<p><u>ト. 店頭デリバティブ取引等に関する確認書」受け入れのための説明資料として作成する場合は、店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則第6条に掲げる事項の表示を行った上で、当該確認書の各確認事項欄に説明資料の該当ページ数や項目番号を記載するなどして、当該確認書と説明資料が関連付けられた表示となるよう留意する。</u></p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和〇年〇月〇日から実施する。</u></p>	<p>(同左)</p>